

はじめに

公益法人に関する年次報告は、平成 8 年 9 月の閣議決定に基づき公益法人の実態及び指導監督基準等の実施状況を明らかにするため、平成 9 年度から作成しているものであり、今回の報告で 12 回目となる。なお、公益法人制度については、本年 12 月 1 日から新制度が施行されることから、総務省において取りまとめを行う年次報告は、今回が最後となる。

現行の公益法人は、民法に基づき、主務官庁の許可を得て設立される民間非営利法人であり、平成 19 年 10 月 1 日現在、約 2 万 5 千の法人が、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会ニーズに対応する多様なサービスを提供し、我が国の社会経済の中で大きな役割を果たしてきているところであるが、個人の価値観が多様化する今日の我が国において、主務官庁制を中心とする現行の公益法人の中には、様々な問題点を指摘される法人もある。

このため、民間が担う公益を我が国の社会・経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動を促進するとともに、これまでの公益法人について指摘された諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度を約 100 年振りに抜本的に改革する公益法人制度改革関連 3 法が、平成 18 年の通常国会において成立し、本年 12 月から施行することとされており、円滑な施行に向けた準備が着々と進められているところである。

公益法人制度が大きな転換を迎えようとする中、現行の公益法人が、我が国の社会経済においてより一層の役割を担っていくためには、公益法人自らが適正な活動に努めることにより、国民の信頼を得ることが重要である。政府としても、行政と公益法人の関わりについて、万が一にも国民の疑念を招くことのないよう、適正に対応していくことが求められている。